

由利本莊市公共下水道維持管理業務委託  
仕 様 書

令和 7 年 1 1 月

由利本莊市企業局

# 由利本荘市公共下水道維持管理業務委託 仕様書

## 目 次

### 第1章 総則

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 第1条（目的）                  | 1 |
| 第2条（業務の履行）               | 1 |
| 第3条（業務の範囲及び業務内容）         | 1 |
| 第4条（業務管理）                | 1 |
| 第5条（監督員の選任及び権限）          | 1 |
| 第6条（総括責任者・副総括責任者の選任及び権限） | 2 |
| 第7条（有資格者・作業従事者）          | 2 |
| 第8条（事業計画書）               | 2 |
| 第9条（業務履行計画書）             | 2 |
| 第10条（業務実施計画書及び業務完了報告書等）  | 3 |
| 第11条（業務記録等の整備）           | 3 |
| 第12条（業務報告書等）             | 3 |
| 第13条（安全管理）               | 3 |
| 第14条（安全教育及び訓練）           | 3 |
| 第15条（完成図書、器具等の貸与）        | 3 |
| 第16条（整理整頓等）              | 4 |
| 第17条（諸室等の自主管理）           | 4 |
| 第18条（浄化センター等の一般管理）       | 4 |
| 第19条（地元企業の育成）            | 4 |
| 第20条（業務委託料の支払）           | 4 |

### 第2章 業務範囲及び業務内容

|              |   |
|--------------|---|
| 第21条（業務範囲）   | 5 |
| 第22条（調整及び交換） | 6 |
| 第23条（業務形態）   | 6 |
| 第24条（報告）     | 7 |

### 第3章 業務書類等

|             |   |
|-------------|---|
| 第25条（業務書類等） | 7 |
| 第26条（成果物）   | 8 |
| 第27条（業務検査）  | 8 |

### 第4章 維持管理業務要領

|               |   |
|---------------|---|
| 第28条（運営業務の要領） | 8 |
| 第29条（運転業務の要領） | 9 |
| 第30条（巡視点検）    | 9 |
| 第31条（就業の制限）   | 9 |

|                     |    |
|---------------------|----|
| 第32条（災害・緊急時の体制及び措置） | 9  |
| 第33条（運転業務異常時の措置）    | 9  |
| 第34条（保守点検業務の要領）     | 10 |
| 第35条（保守点検異常時の措置）    | 10 |
| 第36条（環境計測業務の要領）     | 10 |
| 第37条（環境整備業務の要領）     | 11 |
| 第38条（突発対応）          | 11 |
| 第39条（物品調達管理業務の要領）   | 11 |
| 第40条（休日等の連絡）        | 11 |

## 第5章 責任分担

|                    |    |
|--------------------|----|
| 第41条（事業実施における責任分担） | 12 |
| 第42条（経費の負担）        | 12 |
| 第43条（受託者の責任）       | 12 |
| 第44条（関係機関等との協定事項）  | 12 |
| 第45条（賠償責任）         | 13 |

## 第6章 その他

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 第46条（施設の設置、増設及び改築時の取扱い） | 13 |
| 第47条（施設の改善要求）           | 13 |
| 第48条（施設機能確認）            | 13 |
| 第49条（事業の実施状況の監視及び評価）    | 14 |
| 第50条（契約解除）              | 14 |
| 第51条（遵守事項）              | 15 |
| 第52条（雑則）                | 15 |
| 第53条（疑義）                | 15 |
| 別表                      | 15 |

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この仕様書は、由利本荘市が所管する公共下水道浄化センター及び処理区域内中継ポンプ、ポンプ施設（以下、「浄化センター等」という。）の維持管理業務委託、汚泥場外搬出処分にあたり、必要なことを定めることで下水処理サービスの水準を確保し、浄化センター等の効果的かつ効率的な運転や維持管理を行うことを目的とする。

### (業務の履行)

第2条 受託者は、浄化センター等の機能を十分に発揮させるため、本仕様書、特記仕様書及びその関係法令等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

2 業務の履行期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。

### (業務の範囲及び業務内容)

第3条 本業務委託の範囲及び業務内容は、本仕様書「第2章」並びに特記仕様書に定めるものとする。

### (業務管理)

第4条 受託者は、善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しなければならない。

2 受託者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生管理上の障害が発生した場合は、迅速かつ適切な措置を講ずるとともに、その経過状況について、ただちに監督員に報告すること。

3 受託者は、浄化センター等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、浄化センター等の運転に精通するとともに、業務の履行にあたって常に問題意識を持ってこれにあたり、創意工夫し設備の予防保全に努めること。

4 受託者は、浄化センターから搬出する汚泥について、本荘由利広域清掃センターと受け入れ連絡調整を行い場外搬出処理に努めること。

5 受託者は、豪雨、台風、地震その他の天災及び処理機能に重大な支障を生じる恐れのある緊急事態を想定し、連絡体制を整えるとともに、緊急時における基本的な対応方法を定めた緊急時対応マニュアルを作成し、常にこれに対処できるようにしなければならない。

### (監督員の選任及び権限)

第5条 委託者は監督員を定め、氏名その他の必要事項を書面にて受託者に通知する。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員の権限は、次のとおりとする。

- (1) 契約の履行についての総括責任者との協議
- (2) 業務履行計画書の承諾又は協議
- (3) 検査及び監督

#### (4) その他協議事項の対応

##### (総括責任者・副総括責任者の選任及び権限)

第6条 受託者は総括責任者・副総括責任者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて委託者に通知することとし、総括責任者・副総括責任者を変更したときも同様とすること。

2 総括責任者は、現場の最高責任者として、受託者の従業員の指揮、監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。

3 総括責任者は、契約書、仕様書、完成図書及びその他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、監督員と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。

4 総括責任者は、設備及び管理状況を的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制に努めること。

5 副総括責任者は、総括責任者を補佐し業務の円滑な履行に務めること。

##### (有資格者・作業従事者)

第7条 業務履行上で必要な有資格者については、特記仕様書に記載するとおりとする。

2 業務の従事者について、有資格者及び分担責任者などを書面にて委託者に通知することとし、その従事者を変更したときも同様とすること。

##### (事業計画書)

第8条 受託者は、本仕様書、特記仕様書及びその他関係書類等に基づき、契約期間中の事業計画を立案し、これに基づいて業務の履行を行うものとする。

2 事業計画は、浄化センター等の管理状況、設備機器の整備状況、汚泥場外搬出量を十分把握想定し、立案しなければならない。

3 事業計画書は、監督員の承認を受けるものとする。

4 事業計画書を変更する必要がある場合は、監督員と協議し、その承認を受けるものとする。

##### (業務履行計画書)

第9条 受託者は、特記仕様書に定めるところにより当該年度毎に業務履行計画書を作成し、業務履行計画書には、次の事項について記載すること。

(1) 業務概要に関すること

(2) 業務組織に関すること

(3) 業務実施計画に関すること

(4) 業務方法に関すること

(5) 安全衛生管理に関すること

(6) 各種報告書様式

(7) その他必要書類

(業務実施計画書及び業務完了報告書等)

- 第10条 受託者は、月間の業務履行に関する計画を特記仕様書に定めるところにより委託者に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、業務実施計画書に添付して提出すること。業務実施計画書を変更する必要がある場合は、その都度監督員と協議しなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りではない。
- 2 受託者は、前項の当該月の業務実施計画書に基づき業務を完了したときは、特記仕様書に定めるところにより業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、業務完了報告書に添付して提出すること。
- 3 受託者は、当該年度の業務を完了したときは、特記仕様書に定めるところにより浄化センター等施設管理状況報告書を委託者に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、浄化センター等施設管理状況報告書に添付して提出すること。
- 4 受託者は、委託最終年度に特記仕様書に定めるところにより契約業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。

(業務記録等の整備)

- 第11条 受託者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を整備し、監督員が提出を求めた場合は、3日以内に提出しなければならない。ただし、受託者の機密に関する事項の場合はこの限りではない。

(業務報告書等)

- 第12条 受託者は、本仕様書「第3章」に定めるところにより運転監視、設備点検、汚泥場外搬出処理等その他業務の履行に係る報告書等を提出しなければならない。

(安全管理)

- 第13条 受託者は、作業の実施にあたり安全遵守に関する事項を定めなければならない。

(安全教育及び訓練)

- 第14条 受託者は、業務委託又はその運用に従事する者に対して、浄化センター等の安全に関し必要な知識及び技能に関する教育を行わなければならない。
- 2 受託者は、委託業務又はその運用に従事するものに対し、事故その他災害が発生したときの処置について、実地指導、訓練を行わなければならない。

(完成図書、器具等の貸与)

- 第15条 受託者が、業務遂行上必要とする設計図書、特殊工具等は貸与する。
- 2 点検整備及び簡易な修理に使用する工具類・カメラ・安全対策器具類については、受託者の負担とするが、浄化センター等に備え付けの工具類・安全対策器具類については貸与とするので適正な管理をしなければならない。

- 3 貸与品については、特記仕様書に記載する事項により台帳等を作成し、その保管状況を把握し、受託者の責において、毀損、盗難、紛失等があった場合には受託者が弁償しなければならない。

(整理整頓等)

第16条 受託者は、施設建物及びその周辺について清掃を行う。

(諸室等の自主管理)

第17条 受託者は、浄化センター等の施設の一部を使用する場合には、書面により委託者の許可を受けるとともに、受託者の責任において管理を行わなければならない。また、使用期間中に受託者の責めに帰する事由により汚損等があった場合は、受託者の負担において復旧すること。

- 2 管理棟事務室及び会議室については、委託者が必要な場合、優先的に使用できるものとする。

(浄化センター等の一般管理)

第18条 受託者は、下水道法、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準等の関係法令を遵守するとともに、業務の実施、浄化センター等の施設の安全等について、十分注意を払わなければならない。

- 2 受託者は、業務履行上で必要な諸事項について、監督員と打合せ、協議等を行った場合は、その都度その内容を議事録として整理し、監督員に提出するものとする。

(地元企業の育成)

第19条 受託者は、物品調達、外部委託等について、由利本荘市内の業者を優先するように配慮しなければならない。

(業務委託料の支払)

第20条 この業務委託の委託料の額は、第2条に示す業務の履行期間の総価とするが、受託者への支払いは、年度毎にその内容を明記した見積内訳明細書に記載した金額によるものとする。

- 2 受託者は、1ヶ月間の業務完了につき、業務完了検査に合格したときは、1ヶ月分の業務委託料を請求することができる。
- 3 請求金額は、当該年度見積内訳明細書に消費税を加算した合計額の12分の1とし、1円未満の端数がある場合は、その端数金額は各年度最終月の支払金額に合算する。
- 4 委託者は、本条第2項及び第3項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に当該金額を支払わなければならない。
- 5 税法の改正によって消費税等の税率が変動した場合は、変更後の税率により計算した相当額を加減する。

## 第2章 業務範囲及び業務内容

### (業務範囲)

第21条 業務委託の主な内容は次のとおりとし、業務の運用及び詳細については特記仕様書に記載するものとする。

#### (1) 運営業務

- ① 浄化センター等の適正な管理
- ② 浄化センター等の効率的な運転管理

#### (2) 運転業務

- ① 浄化センター等の中央監視及び操作
- ② 浄化センター等の各種機器の現場運転操作
- ③ 浄化センター等の各種機器の巡視点検
- ④ 浄化センター等の各種機器の調整及び交換
- ⑤ 薬品等の使用状況確認及び記録
- ⑥ 浄化センター等の運転操作・状態監視・故障時通達及び故障時通報の対応
- ⑦ 浄化センター等の運転状態の確認、記録及び報告書の作成
- ⑧ 汚泥処理に係わる作業
- ⑨ 汚泥場外搬出及び処分に係る作業
- ⑩ その他業務上必要な諸作業

#### (3) 保守点検業務

- ① 浄化センター等の施設・設備機器の定期点検及び保守
- ② ポンプ棟天井クレーン、地下タンク毎月点検
- ③ 中継マンホールポンプのフロートスイッチ・水位計の清掃及びオイルボール、し渣の除去
- ④ 中継マンホールポンプの清掃保守
- ⑤ 消防設備点検
- ⑥ 土木・建築施設の定期点検及び保守
- ⑦ ①～⑥の結果の記録及び報告書作成

#### (4) 環境計測業務

- ① 日常的及び定期的な水質分析及び汚泥分析
- ② 分析結果の記録及び報告書の作成
- ③ 異常流入水などの非常時水質分析

#### (5) 環境整備業務

- ① 業務範囲内の清掃及び整理・整頓
- ② 業務範囲内の除草・剪定
- ③ 業務範囲内の除雪
- ④ 環境整備の記録及び報告書の作成

(6) 物品調達管理業務

- ① 浄化センター等の管理運営に必要な消耗品類及び薬品類の調達及び管理
- ② 調達のための納品書、品質証明書等の調達記録の管理

(7) 緊急時の対応

(8) 臨機の処置

(9) その他業務

- ① 契約終了時における対象施設の機能確認
- ② 引継事項の作成及び更新
- ③ 住民への対応（折衝及び協議を除く）
- ④ 非常時及び臨時作業への協力
- ⑤ 見学者対応への協力及び安全管理
- ⑥ 委託者が行う工事等への協力及び立会い
- ⑦ 図書類の整理
- ⑧ その他浄化センター等の適正な運営及び管理に関し必要と認められる業務

2 第1項に規定する業務は、特記仕様書で規定する対象施設について、その設置の目的に適合した運転管理を行うとともに、施設の正常な運転を確保するための保守点検等を行い、別表1に定める施設管理要求基準を遵守するものとする。また、放流水等は水質汚濁防止法及び条例、その他関係法令の基準及び別表2から別表4に定める目標基準、遵守基準等の業務要求基準を確保すること。

(調整及び交換)

第22条 受託者は、各機器が正常に動作するように調整及び交換に努めること。ただし、調整及び交換の対象機器及び報告は、特記仕様書に記載するものとする。

2 受託者は、次の調整及び交換を実施するものとする。

- (1) 各機器等のオイル交換
- (2) 各機器等のグリースアップ
- (3) 制御に関する発信機の点検及び調整
- (4) 各池及び槽の流入・流出量の調整

(業務形態)

第23条 受託者は、業務の履行にあたり、原則として次の業務形態により行うものとする。

- (1) 運営業務 24時間連続とする。ただし、水林浄化センター以外の浄化センター等については巡回とし、巡回は1週間に2回で次の点検日まで4日以上空けないものとする。(年末年始の長期休暇であっても同様とする。)
- (2) 運転業務 24時間連続とする。ただし、水林浄化センター以外の浄化センター等については巡回とし、巡回は1週間に2回で次の点検日まで4日以上空けないものとする。(年末年始の長期休暇であっても同様とする。)
- (3) 保守点検業務計画による

- (4) 環境計測業務計画による
- (5) 環境整備業務計画による
- (6) 物品調達管理業務計画による
- (7) 緊急時対応必要の都度
- (8) 臨機の措置必要の都度
- (9) その他業務必要の都度

(報告)

第24条 前条における各業務の結果の報告内容については、別途協議して定めるものとする。

### 第3章 業務書類等

(業務書類等)

第25条 受託者は、業務の履行にあたり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- ① 着手届（履行日から14日以内）
  - ② 総括責任者選任届（履行日から14日以内）
  - ③ 貸与品等借用願（貸与品等を受けた日から14日以内）
  - ④ 事業計画書（契約締結後30日以内）
  - ⑤ その他必要なもの
- 2 受託者は、当該年度に係る業務履行計画書を毎年4月1日までに提出すること。
- 3 受託者は、当該月に係る業務実施計画書として、次の各号に掲げる実施計画を前月末までに提出すること。
- ① 運転業務実施計画書
  - ② 保守点検業務実施計画書
  - ③ 物品調達管理業務実施計画書
  - ④ 汚泥場外搬出処分業務実施計画書
  - ⑤ その他当該月において実施を予定する業務に関する計画
- 4 受託者は、当該月に係る業務完了報告書として、次に掲げる報告を翌月の10日までに提出すること。
- ① 前項①から④の業務実施計画の実績に関する報告
  - ② 前項⑤において実施した業務実績に関する報告
  - ③ 当該月における浄化センター等の施設管理状況報告書
  - ④ ポンプ場の監視記録簿（水林浄化センターのみ）
- 5 前項③の浄化センター等の施設管理状況報告書には、次に掲げる報告を添付すること。
- ① 当該月の浄化センター等の施設管理状況説明（考察・所見等）
  - ② 運転管理月報
  - ③ 物品調達管理月報告
  - ④ 故障等緊急対応・措置報告

- 6 受託者は、次に掲げる書類を毎日若しくは、委託者が指定する日毎に提出すること。
- ① 業務日報
  - ② 運転日報
  - ③ 巡視点検報告
  - ④ 汚泥場外搬出処分業務日報
- 7 受託者は、当該年度終了に伴い、当該年度に係る浄化センター等施設管理状況報告書を当該年度終了後遅滞なく提出するものとし、次の報告書を添付すること。
- ① 当該年度の浄化センター等施設管理状況説明（考察・所見等）
  - ② 運転管理年報告
  - ③ 定期点検年報告
  - ④ 物品調達管理年報告
  - ⑤ 緊急時対応・措置年報告
  - ⑥ 汚泥場外搬出処分管理年報告
  - ⑦ 下水道施設各種更新台帳
- 8 受託者は、契約満了に伴い業務が完了したときは遅滞なく、次の書類を提出しなければならない。
- ① 契約業務完了届
  - ② 委託期間における前項に定める浄化センター等施設管理状況報告書

（成果物）

第26条 受託者は、各年度の受託業務の成果物として、当該年度分の浄化センター等施設管理状況報告書を委託者に引き渡すものとする。

- 2 成果物は、正副各1部を作成し、正を委託者に納めること。なお、製本方法などは委託者と受託者が協議して定めるものとする。

（業務検査）

第27条 受託者は、業務委託料支払い時、当該年度終了時及び契約業務終了時に、委託者の業務検査を受けなければならない。検査の方法等については、特記仕様書の定めによるものとする。

## 第4章 維持管理業務要領

（運營業務の要領）

第28条 受託者は、これまでに蓄積してきた知見と経験を最大限に活用し、浄化センター等の運営を効率的及び効果的に行うことにより本業務における維持管理の一層の向上と維持管理費の低減を図る。

(運転業務の要領)

第29条 受託者は、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って運転業務にあたらなければならない。

- 2 受託者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、故障、事故等においても迅速かつ適切に処置しなければならない。

(巡視点検)

第30条 浄化センター等の巡視点検は、処理状況及び設備の状況に応じて回数を定め、施設の運転状況を確認するとともに、設備等の異常の早期発見に努めなければならない。

- 2 巡視点検の項目等については、特に定めのあるものを除き、受託者が自らの経験等により定めること。
- 3 巡視点検にあたっては、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意しなければならない。
- 4 ポンプ場の状況を2時間毎に監視システムにて確認すること。  
システムで状況が確認できない場合は、現地を確認しなければならない。
- 5 巡視点検結果は、第2項に記載する内容について記録しなければならない。なお、巡視点検により異常を発見した場合は、ただちに適正な措置を講ずること。

(就業の制限)

第31条 労働安全衛生法等で定める就業制限に係る機器の運転及び危険物の取扱いなどにあたっては、有資格者以外の者が行ってはならない。

(災害・緊急時の体制及び措置)

第32条 受託者は、豪雨、台風、地震等の災害発生に備え、勤務時間外の非常呼び出し、各委託対象施設の緊急事態に速やかに対応出来る体制（由利本荘市在住）にしておかななければならない。

災害時に二次災害の恐れがある場合は適切な指示を講じ、災害を未然に防止し委託者に連絡し、その指示を受けなければならない。

また、各処理施設がある地点において、気象等による重大な災害が発生する恐れのある大雨、暴風、暴風雪、洪水の警報発表及び震度4以上の地震が発生した場合、処理施設及び中継マンホールポンプの異常の有無を確認し、ただちに委託者へ報告しなければならない。

なお、この対応に人件費は発生しない。ただし、夜間及び土日祝日の人件費は別途協議するものとする。

(運転業務異常時の措置)

第33条 施設の運転・操作及び監視において異常を発見した場合は監督員に報告し、協議してただちに対処しなければならない。

(保守点検業務の要領)

第34条 受託者は、浄化センター等の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために必要な点検・測定及び調査を行うものとする。

- 2 保守点検の内容・頻度は、特に定めのあるものを除き、受託者が自らの経験等により定め、業務履行計画書に記載し、それに従い行うものとする。
  - 3 受託者は、仕様書、特記仕様書に定めるもののほか、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って設備点検にあたらなければならない。
  - 4 受託者は、設備の構造、動作特性、性能、機能及び設備機器の重要性、目的などを熟知し、通常はもちろん、故障、事故等においても迅速かつ適切に対処しなければならない。
  - 5 有資格者を必要とする点検は、有資格者を配置して行わなければならない。
  - 6 受託者は、設備機器の状態、点検結果について設備点検報告書に記録しなければならない。
  - 7 受託者は、設備管理台帳を作成し、機器の保全歴や整備・工事等の情報を保管し、または必要時に速やかに引き出せるようにしておかなければならない。
- また、設備情報は、常に最新の情報がわかるようにデータを更新しておかなければならない。

(保守点検異常時の措置)

第35条 受託者は、保守点検において異常を発見した場合は監督員に報告し、ただちに原因を調査し、適切な措置を講ずるとともに、現場で修理可能なものについては作業を実施し、作業終了後、写真等を添付し報告しなければならない。

- 2 保守点検により浄化センター等施設の運営に重大な支障を及ぼすような異常を発見した場合は監督員に連絡し、協議して対処すること。

(環境計測業務の要領)

第36条 受託者は、浄化センター等の目的を達成するため、運転管理に必要な水質及び汚泥の分析解析と精密試験を行うものとする。

- 2 分析の対象項目等は、特記仕様書に記載するとおりとし、詳細については受託者が定め、業務履行計画書に記載し、それに従い実施すること。
- 3 分析は、仕様書・特記仕様書に定めるもののほか、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、それに定めるところにより行う。
- 4 分析に使用する薬品類には毒劇物に該当する薬品もあるため、その取扱いには十分注意し、安全を期するとともに、薬品の在庫管理や薬品庫の施錠等により、盗難等を防止する。
- 5 分析結果については、分析報告書に記録する。
  - (1) 各種分析データの情報を保管し、また必要時に引き出せるようにしておかなければならない。
  - (2) 薬品の使用量・在庫等について薬品管理台帳を作成するとともに、その管理状況を記録する。

(環境整備業務の要領)

第37条 受託者は、浄化センター等の施設を衛生的に維持し、最適な作業環境を確保するために必要な環境整備業務を行うものとする。

- 2 清掃、除草などの環境整備業務の詳細な内容は特記仕様書のとおりとし、業務履行計画書に記載し、それに従い実施することとする。
- 3 業務範囲内の点検通路は緊急時に備え、不要物等の整理等を行う。
- 4 第2項の結果について、環境整備報告書に記録する。

(突発対応)

第38条 善良な施設運転管理の元において、性能に影響を及ぼすような突発的な不具合が設備、装置及び機器等に発生した場合は、被害を最小限にとどめる措置をするとともに、委託者へただちに報告し、委託者の指示により対応するものとする。

- 2 被害を最小限にとどめるための措置に費用を要した場合には、委託者にその旨を報告し、別途協議し委託者の負担を決定するものとする。
- 3 異常時の警報及び住民から非常の通報等があった場合は、ただちに対応し処置すること。  
なお、この対応については、人件費は発生しない。  
ただし、対応時に機器、車両等を使用した際の費用、夜間及び土日祝日の人件費は別途協議するものとする。

(物品調達管理業務の要領)

第39条 受託者は、浄化センター等の運転管理に要する薬剤、油脂類等を自らの負担で調達し、それらの適正な管理を行うものとする。

- 2 物品調達管理の対象品、品質、規格及び管理方法は、受託者が自ら決め、業務履行計画書に記載し、それに従い調達管理することとする。
- 3 物品調達管理は、適切な品質・規格のものを的確に調達し、設備機器運転等に影響がでないようにしなければならない。
- 4 物品調達管理は、常に在庫を把握するとともに的確に調達し、在庫不足による設備機器運転等に影響が出ないようにしなければならない。
- 5 受託者は、納入品及び量等を物品調達管理報告書に記録しなければならない。

(休日等の連絡)

第40条 受託者は、監督員の休日及び時間外に異常発生及び発見した場合は、以下の内容について監督員に連絡し、協議の上対処すること。

- (1) 連絡年月日、時間、監督員、連絡者名
- (2) 発生・発見時刻、状況、対応の有無
- (3) 措置、指示事項、その他

## 第5章 責任分担

### （事業実施における責任分担）

第41条 事業実施における浄化センター等施設について、その下水道管理者としての責任は委託者にあるが、本事業範囲における施設の運転・維持管理上の責任は、原則として受託者が負うものとする。ただし、委託者が責を負うべき合理的な理由がある事項については、別途協議の上委託者が責任を負うものとする。

2 リスクの分担及びマネジメントについては、特記仕様書に基づきその程度や具体的内容について双方協議のうえ決定するものとする。

3 受託者は、業務期間内において受託者が責を負うべき事由により生じた損害等（債務不履行時の履行補償に要する費用等を含む）に対応する保険等に加入すること。

### （経費の負担）

第42条 受託者が業務履行上で負担する経費は、受託者が自らの業務履行上で直接的に必要な事務費及び業務維持・管理費等とし、特記仕様書に定めるものとする。それ以外は委託者の負担とする。

2 浄化センター更新工事等に伴い通常運転時間以外に生じる運転時間については、別委託契約を締結するものとする。

3 汚泥処理費について、受注者が契約期間内に想定している計画量を超過した場合は変更の対象としない。また、計画量に満たなかった場合は実績量に応じて減額とする。ただし、相当の理由があり計画量を超過する場合は書面にて提出し、承諾を得た場合は変更の対象とする。

4 災害時に二次災害の恐れがある場合の適切な指示を講じ、災害を未然に防止後委託者に連絡し、その指示後に係る費用については、委託者及び受託者双方協議により費用負担を決定するものとする。

### （受託者の責任）

第43条 受託者は、浄化センター等施設の機能の保持に努め、過度な劣化が生じないよう適正に運転及び管理を行わなければならない。

2 第2章に示した業務は、受託者の責任において遂行するものとする。

3 契約終了時又は受託者による機能確認時に浄化センター等の施設及び設備が過度に劣化していると認められた場合は、正当な理由がある場合を除き、受託者の責任で施設及び設備の復旧及び機能回復を行うものとする。

4 汚泥場外搬出処分業務について、運搬中の事故等が発生した場合は、受託者の責任において解決するものとする。

### （関係機関等との協定事項）

第44条 受託者は、委託者が関係機関等との間で締結した協定書、合意書等に定められた事項を遵守しなければならない。

- 2 委託者は、新たに関係機関等との間で協定書、合意書等が締結された場合は、その内容を速やかに受託者へ通知するものとする。

#### (賠償責任)

第45条 契約期間中に受託者の責により生じた運転及び維持管理上の不備、誤動作等による機器等の破損及び故障等は、受託者の負担において速やかに補修、改善又は取替により解決を行うものとする。ただし、設計、施工、材質及び構造上の欠陥並びに受託者以外の者による運転上の不備、過失及び天災事変、不測の事故等による場合はこの限りではない。

- 2 本業務遂行中に受託者の故意もしくは過失により、悪質な水質での処理水放流等、周辺環境保全に及ぼす重大な瑕疵があり、損害賠償等を委託者が請求された場合、委託者は、受託者に対し、その損害賠償を請求することができるものとする。

### 第6章 その他

#### (施設の設置、増設及び改築時の取扱い)

第46条 施設の設置、増設及び改築は、委託者の負担によって実施する。

- 2 受託者は、委託者が実施する施設の設置、増設及び改築に際し、円滑に進められるよう協力するものとする。
- 3 施設の設置、増設及び改築に係る責任は、委託者が負うものとする。

#### (施設の改善要求)

第47条 受託者は、管理する上で受託者の責めに帰することのできない理由により、施設又は設備に支障がある場合は、委託者に対し、その改善要求を行うことができる。

- 2 受託者は、施設又は設備の改善要求を行う場合は、次の事項を明らかにした改善要求書を提出しなければならない。
  - (1) 改善が必要な理由
  - (2) 正常な管理を行ってきた証拠
  - (3) 必要な改善措置案
- 3 委託者は、受託者から提出された改善要求書に基づき、両者で協議を行い、必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。

#### (施設機能確認)

第48条 委託者は、契約終了時及び必要と思われる時に浄化センター等の施設及び設備の機能確認を実施する。

- 2 委託者は、機能確認業務を第三者機関に委ねることができる。この場合においては、委託者は事前に受託者にその旨を通知するものとする。
- 3 受託者は、機能確認に際し、全面的に協力しなければならない。

- 4 機能確認の結果、所定の機能の保持が確認できなかった場合は、受託者は、委託者の承諾を得たうえで機能回復に必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、機能回復に必要な措置を講じた後、その内容等についてただちに委託者に報告しなければならない。
- 6 前項の場合において、委託者の承諾が得られるまでは、受託者は、責任を持って浄化センター等の運転業務を実施しなければならない。この場合において、その際に生じた費用は、受託者が全額負担するものとする。
- 7 機能確認の内容に疑義がある場合は、受託者は委託者に対し機能再確認申請ができるものとする。この場合においては当該機能再確認は、委託者及び受託者双方が立ち会って行うものとする。

#### （事業の実施状況の監視及び評価）

- 第49条 委託者は、契約に基づき受託者から提供される下水処理サービス等の履行状況確認のため、受託者による施設の運転管理、保守管理などの状況把握を目的として、委託者の承認を得た各業務の計画に基づき、定期又は随時に書類及び現地調査による監視を実施することができる。
- 2 委託者は、事業の実施状況の監視及び評価を第三者機関に委ねることができる。  
この場合においては、委託者は、事前に受託者にその旨を通知するものとする。
  - 3 受託者は、監視の際は全面的に協力しなければならない。
  - 4 実施状況が業務委託契約書や業務提案書に記載された要件を満たしていないと判断される場合には、委託者は受託者に改善を命令し、受託者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。

#### （契約解除）

- 第50条 受託者の業務履行において、受託者の責に帰すべき事由による債務不履行又はその懸念が生じたときは委託者は受託者に対し改善勧告を行い、一定期間内における改善策の提示及び実施を求めることができるものとし、受託者が当該期間内に改善できなかった場合、委託者は契約を解除できるものとする。
- 2 受託者が、委託業務を実施することができなくなった場合。
  - 3 受託者が、会社更生法の適用申請を行うなど財務状況の悪化に伴い、事業の継続が困難であると合理的に考えられる場合、委託者は契約を解除できるものとする。
  - 4 前記1、2項において本業務委託契約が解除されたとき、委託者が新規の維持管理体制を構築し引き継ぐまでの間、受託者の費用負担により責任を持って維持管理を行うものとする。
  - 5 委託者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合、受託者は契約を解除することができるものとし、受託者はこれにより生じた損害の賠償を請求できるものとする。
  - 6 委託者・受託者双方の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否及び精算方法等詳細について別途協議を行なうものとする。

(遵守事項)

第51条 受託者は次の事項を遵守するものとする。

- 1 異常警報対応によらず、委託者業務休止日において、発注者の許可を得ずに施設に立ち入ってはならない。
- 2 委託者に対して虚偽の報告又は発言をしてはならない。
- 3 本業務に関し、脅迫的・暴力的言動により監督員を畏怖させ、又は威圧してはならない。
- 4 本業務に関し、監督員に対して執拗な抗議及び質問を繰り返すなどして、監督員の業務を妨害してはならない。
- 5 委託者に無断で本契約の処理施設以外の施設に立入り、又は監視するなどの行為を行なってはならない。

(雑則)

第52条 本仕様書に明記されていない事項であっても、運転操作上必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

- 2 運転等に係る資料の提出を監督員が要求した場合は、ただちに応じなければならない。
- 3 受託者は、業務開始後、浄化センター等施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項を作成し、必要に応じて引継事項の内容を変更するものとする。
- 4 運転管理契約終了時には、必要と思われる引継関係書類（前項の引継事項を含む。）を作成するとともに、運転管理業務を引継ぐ者との間で、浄化センター等の運転管理に支障がないよう引継ぎを実施しなければならない。
- 5 本業務委託契約は処理区統合の状況により変更するものとする。

(疑義)

第53条 本仕様書に疑義を生じた場合又は、定めのない事項が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

別表1 施設管理要求基準（第3条）

- |                                                                  |
|------------------------------------------------------------------|
| ・全ての施設が通常の運転を行うことができる機能を有し、業務開始時に確認した施設機能に比べて著しい損傷及び劣化がない状態とすること |
| ・建築物や外溝、植栽等の保守点検や清掃については現状と比べて美観を損なわない程度で行うこと                    |

別表2 放流水の水質基準値（第3条）

| 項 目            | 水林、矢島、道川、前郷、岩谷、西目浄化センター |           |     |
|----------------|-------------------------|-----------|-----|
|                | 目標基準                    | 遵守基準      | 備 考 |
| p H値           | 5.8 ～ 8.6               | 5.8 ～ 8.6 |     |
| S S (mg / l)   | 20 以下                   | 70 以下     |     |
| B O D (mg / l) | 15 以下                   | 20 以下     |     |
| 大腸菌群数 (個 / l)  | 3,000 以下                | 3,000 以下  |     |

別表 3 処理能力基準値（第 3 条）

| 項 目      | 水林浄化 C    | 矢島浄化 C    | 道川浄化 C    | 前郷浄化 C  | 岩谷浄化 C    | 西目浄化 C    | 備 考 |
|----------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|-----|
| 令和 8 年度  | 8,200m3/日 | 2,600m3/日 | 1,900m3/日 | 887m3/日 | 2,390m3/日 | 2,200m3/日 |     |
| 令和 9 年度  | 8,200m3/日 | 2,600m3/日 | 1,900m3/日 | 887m3/日 | 2,390m3/日 | 2,200m3/日 |     |
| 令和 10 年度 | 8,200m3/日 | 2,600m3/日 | 1,900m3/日 | 887m3/日 | 2,390m3/日 | —         |     |

別表 4 下水汚泥焼却施設へ運搬処分する脱水汚泥の基準値（第 3 条）

| 項 目         | 水林、矢島、道川浄化センター |     |
|-------------|----------------|-----|
|             | 目標基準           | 備 考 |
| 脱水汚泥の含水率（%） | 78 %～ 82 %     |     |